

○湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱

令和2年8月17日

告示第84号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、湯梨浜町補助金等交付規則（平成16年湯梨浜町規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市場で流通していない空き家を利活用するための改修工事等を行う者に必要な経費の一部を助成し、空き家の活用によるにぎわいの創出、移住定住の促進、景観及び環境衛生の保持等を行うことを目的とする。

(本補助金の交付等)

第3条 町長は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる建築物について改修工事等（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に2分の1を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）を予算の範囲内で交付する。

- 2 補助事業は、本補助金の交付決定後に着手し、本補助金の交付決定の属する年の年度末までに完了しなければならない。
- 3 補助事業は同表の第5欄に掲げるすべての要件に該当しなければならない。
- 4 補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付の申請)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、事業に着手する日の30日前までに湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 補助事業の内容の分かる図面
- (5) 補助事業に係る見積書の写し（内訳書を含む。）
- (6) 補助事業に着手する前の現場写真
- (7) 申請者の住民票
- (8) 市町村税の納税証明書（申請者及びその世帯員を含む。）

- (9) 登記事項証明書等対象住宅及び土地の所有者が分かる書類
- (10) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (11) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により本補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないものと認める場合を除き、本補助金の交付決定を取り消し、既に交付された本補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助事業完了後、10年（第9条の期間が10年を超えるときは、当該期間）を経過する日までの間に、空き家を本補助金の交付の目的に反して使用し、除却し、又は補助事業により工事を行った部分について、著しい改修を行ったとき。
- (2) 住宅として活用する場合にあって、実績報告日までに空き家に居住せず、また、居住後、5年を経過するまでの間に町外に転出したとき。
- (3) 偽り、その他不正な行為を行ったとき等、この告示の規定に違反したとき。

（変更承認申請）

第5条 補助金交付決定者が、次に掲げる本補助金の申請内容の変更又は補助事業の中止をしようとするときは、あらかじめ、湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

（実績の報告）

第6条 補助金交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 補助事業に係る請求書及び領収書の写し（内訳書含む。）
- (4) 補助事業の成果が確認できる写真
- (5) 建築確認等の検査が必要な建築行為の場合は検査済証の写し
- (6) 転入後の申請者の住民票
- (7) 定住についての確認書兼住民基本台帳閲覧に係る同意書（様式第8号）

(8) その他町長が必要と認める書類

(着手届及び完了届)

第7条 補助事業の着手届及び完了届の提出は、省略することができる。

(本補助金の額の確定)

第8条 町長は、第6条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容の審査及び現地調査等を行い、補助金交付決定の内容に適合すると認めたときは、本補助金の額を確定し、湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金の額の確定通知書（様式第9号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(財産の管理)

第9条 補助金交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、交付目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助金交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、町長の承認を受けずに本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該期間が10年より短い場合は10年とし、同令に定めのない財産については、町長が別に定める期間とする。）を経過したときはこの限りでない。

(活用状況等の報告)

第10条 町長は、本補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助金交付決定者に対し、本補助金により改修した住宅の活用状況等について報告を求めることができる。

2 町長は、補助金交付決定者等が前項に規定する報告の求めに応じないときは、既に交付した本補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この告示及び規則に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 対象建築物	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助限度額	5 補助要件
<p>町内に所在する一戸建て住宅又は長屋建て住宅（共同住宅、重層長屋は除き、店舗等併用住宅を含む。）で、次のいずれかに該当する建築物</p> <p>① 建築後30年以上経過した、1年以上利用がない空き家。ただし、不動産事業者が媒介等契約を締結し又は所有しているもの（以下「媒介等契約物件」という。）又はかつて媒介等契約物件であったもの（媒介等契約物件でなくなってから1年以上経過している空き家を除く。）の場合には、媒介等契約物件となった日から起算して2年以上利用がない空き家であること。</p> <p>② 建築後30年未満で、2年以上利用がない空き家。ただし、媒介等契約物件又はかつて媒介等契約物件であったもの場合には媒介等契約物件となった日から起算し、連続して2年以上利用がない空き家であること。</p> <p>③ 空き家となつてからの期間が連続して5年以上の空き家であること。</p>	<p>次のすべてを満たす者であること</p> <p>① 対象建築物を所有（原則として対象建築物を所有してから2年未満（相続により当該対象建築物を所有するに至った者は5年未満）の者）、賃借又は購入する町内に在住する個人（実績報告日までに町内に移住する者を含む。）で空き家を利活用する者であること。ただし、当該建築物の共有者である場合にあっては、他の共有者全員の同意を得られた者に限る。</p> <p>② 過去に本補助金及び空き家の改修等に関する他の補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>③ 交付申請者（その世帯員を含む。）が納付すべき市町村税を滞納していないこと。</p> <p>④ 湯梨浜町暴力団排除条例（平成24年湯梨浜町条例第15号）第2条第1項第3号に規定する暴力団等でないこと。</p>	<p>空き家の利活用に必要な改修工事（母屋の改修工事に伴って実施する場合に限り、土蔵、倉庫、車庫等附帯建築物の改修工事を含む。）に要する次に掲げる費用。ただし、消費税及び地方消費税並びに当該補助事業に伴う寄付金その他の収入の額は補助対象経費から除くものとする。</p> <p>① 給排水・電気等設備、内外装改修工事費用（テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、洗濯機等の家電、造り付けではない家具及び棚等に要する費用並びに補助事業者が自ら施工する場合の材料の購入費用は除く。）</p> <p>② 住宅以外の用途に転用する場合、法令適合に必要な費用</p> <p>③ 設計等費用</p> <p>④ 家財道具の撤去処分費用</p> <p>⑤ 外構整備費</p> <p>③から⑤に掲げる費用は①及び②に掲げる費用に附帯し、その合計額は①及び②に掲げる費用の合計額の1/2を限度とする。</p>	<p>① 住宅として活用する場合には、一戸当たり50万円</p> <p>ただし、補助対象建築物が、中山間地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域）に所在する場合には、一戸当たり60万円</p> <p>② 住宅以外の用途に転用する場合には、一戸当たり90万円</p>	<p>対象建築物は次のすべての要件を満たすこと。</p> <p>① 国又は地方公共団体等が所有するものでないこと。</p> <p>② 過去に本補助金を活用して改修等をしていないこと。</p> <p>③ 補助事業完了後、10年（第9条の期間が10年を超えるときは、当該期間）以上利活用に供すること。</p> <p>④ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係する法令に違反していない建築物であること。</p> <p>⑤ 住宅として活用する場合には、実績報告日までに居住の用に供するものとし、かつ5年以上居住すること。</p> <p>⑥ 住宅以外の用途に転用する場合は、地域のにぎわいを創出、活性化に資するもので、関係法令に適合するものであること。ただし、公序良俗に反するもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を営むものへの転用はすることができない。</p> <p>⑦ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定される土砂災害特別警戒区域に位置していないものであること。（適正な対策が施されている場合を除く。）</p> <p>⑧ 国、県及び市町村の補助金の交付を受けていないこと。（各補助金の補助対象経費が明確に区別でき、互いに重複がない場合を除く。）</p>

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(電 話)

湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金交付申請書

湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金の交付を受けたいので、湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 湯梨浜町空き家利活用流通促進事業
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第 2 号）
 - (2) 収支予算書（様式第 3 号）
 - (3) 誓約書（様式第 4 号）
 - (4) 補助事業の内容の分かる図面
 - (5) 補助事業に係る見積書の写し（内訳書を含む。）
 - (6) 補助事業に着手する前の現場写真
 - (7) 申請者の住民票
 - (8) 市町村税の納税証明書（申請者及びその世帯員を含む。）
 - (9) 登記事項証明書等対象住宅及び土地の所有者が分かる書類
 - (10) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
 - (11) その他町長が必要と認める書類

事業計画（報告）書

申請者区分		<input type="checkbox"/> 所有者 （ <input type="checkbox"/> 購入による取得 <input type="checkbox"/> 相続による取得 取得日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 賃借人（契約締結日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 購入者（契約締結日： 年 月 日）			
活用用途		<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅（ ） ※非住宅の場合は（ ）に具体的な用途を記載すること			
改修工事の内容					
工事期間					
対象建築物	所在地				
	所有者氏名	所有者住所			
	建築年	年	空き家期間 ^{※1}	年	箇月
	構造	延べ床面積		m ²	
	不動産事業者による媒介の有無		<input type="checkbox"/> 有 ^{※2} （契約年月日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無		
	用途変更の届出 ^{※3} 状況 ※活用用途が「非住宅」の場合、実績報告時に記載すること	<input type="checkbox"/> 用途変更の届出要（届出（予定）年月日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 用途変更の届出不要 （届出が不要な場合で、建築基準法への適合を自ら確認したもの） <input type="checkbox"/> 用途変更の届出不要 （建築基準法上の技術基準を「住宅」として取り扱う場合で特定行政庁との協議が完了しているもの）※協議書の写しを添付すること			
補助対象経費の内訳 ^{※4}	経費区分	細目 ^{※5}	補助対象経費	小計	
	① 改修工事費		円		
			円		
			円		
			円	円	
	② 法令適合費		円		
			円	円	
	③ 設計等費		円		
		円	円		
④ 家財道具等の撤去処分費 ^{※4}		円			
		円	円		
⑤ 外構整備費		円			
		円	円		
合計			円	円	
補助金交付申請（決定）額					円
他の補助金の活用の有無 ^{※6}		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

※1 不明確の場合は、確実に空き家であったことが確認できた期間を記載すること。

※2 不動産事業者との媒介契約がある場合は、当該契約書の写しを添付すること。

※3 「用途変更の届出」とは、建築基準法第87条第1項の規定で準用する同法第7条第1項に規定する届出のことで、用途変更後の特殊建築物（旅館・ホテル・飲食店等）の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える場合に、建築主事に届け出ることをいう。

※4 ③から⑤に掲げる費用は①及び②に掲げる費用に附帯し、その合計額は①及び②に掲げる費用の合計額の1/2を限度とする。

※5 細目欄には経費区分ごとの内訳を可能な限り詳細に記載すること。

※6 活用する場合は、補助金の名称、連絡先等及び各補助金の補助対象経費が明確に区別でき、互いに重複がないことを確認できる書類を添付すること。

様式第3号（第4条、第6条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額 (決算額)	備 考
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

区 分	予算額 (決算額)	備 考
合 計		

※収支決算書として提出する際は、改修内容が確認できる書類及び領収書の写しを添付してください。

誓 約 書

下記の空き家（以下「空き家」という。）に係る湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金の交付申請にあたり、湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守するとともに以下のことを誓約します。

空き家所在地 湯梨浜町

- 1 本事業により行われた工事により整備された成果の所有権は、空き家の所有者に帰属するものとし、申請者が成果の所有権を主張しないこと。また、改修後の当該改修部分に係る申請者の原状回復義務について免除すること。
- 2 空き家を地域の良好な生活環境の維持及び周辺環境との調和に留意した活用を行うこと。
- 3 補助事業完了後、10年（要綱第9条の期間が10年を超えるときは、当該期間。以下同様。）以内に空き家を補助金の交付対象となった要件に合致しない用に供しないこと。
- 4 補助事業完了後、10年以内に空き家を除却し、又は補助事業により工事を行った部分について、著しい改修を行わないこと。
- 5 空き家が交付申請日から遡って1年以上（既に不動産事業者との媒介契約が締結されているもの又は不動産事業者が所有するものにあつては、2年以上）利用がない空き家であること。
- 6 空き家を住宅として活用する場合にあつては、実績報告日までに居住の用に供するものとし、入居者転入後は5年以上継続して居住すること。
- 7 虚偽の申請、その他不正を行ったとき等、要綱の規定に違反したときは、返還命令に従い、既に交付された湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金を返還すること。（申請者のみ）

湯梨浜町長 様

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ⑩

所有者 住 所
氏 名 ⑩
(電話)

(※所有者欄は、申請者が賃借人の場合のみ記入)

第 号
年 月 日

様

湯梨浜町長



年度湯梨浜町空き家利活用流通促進事業交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金については、湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった湯梨浜町空き家利活用流通促進事業として、その内容は申請書のとおりとする。ただし、その内容に変更が生じる場合は、変更承認申請をしなければならない。
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助事業者は、湯梨浜町補助金等交付規則（平成 16 年湯梨浜町規則第 50 号）及び湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱（令和 2 年湯梨浜町告示第 84 号。以下「要綱」という。）に従わなければならない。
- 4 この補助金に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
- 5 付帯条件
 - (1) 補助事業完了後、10 年（要綱第 9 条の期間が 10 年を超えるときは、当該期間）経過する日までの間は、空き家を補助金の交付の目的に反して使用し、除却し、又は補助対象事業により工事を行った部分について、著しい改修を行わないこと。
 - (2) 住宅として活用する場合にあっては、実績報告日までに空き家に転入するものとし、転入後、5 年を経過するまでの間は転出しないこと。
 - (3) 偽り、その他不正な行為等、要綱の規定に違反しないこと。

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住 所

氏 名

㊟

年度湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付第 号をもって交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、湯梨浜町湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の名称 湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 変更（中止）後の額 円
- 4 差 引 き 円
- 5 変更（中止）の時期
- 6 変更（中止）の理由
- 7 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他町長が必要と認める書類

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者

（所在地）

（名 称）

（代表者氏名）

㊟

湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった湯梨浜町空き家利活用流通促進事業が完了したので、湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱第6条の規定により報告します。

- 1 補助金等の名称 湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金
- 2 交 付 決 定 額 金 円
- 3 添 付 書 類
 - (1) 事業報告書（様式第2号）
 - (2) 収支決算書（様式第3号）
 - (3) 補助事業に係る請求書及び領収書の写し（内訳書含む。）
 - (4) 補助事業の成果が確認できる写真
 - (5) 建築確認等の検査が必要な建築行為の場合は検査済証の写し
 - (6) 転入後の申請者の住民票
 - (7) 定住についての確認書兼住民基本台帳閲覧に係る同意書（様式第8号）
 - (8) その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

湯梨浜町長 様

入 居 者

住 所

氏 名

㊟

定住についての確認書兼住民基本台帳閲覧に係る同意書

私は、 年 月 日付 第 号により交付決定された湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金の交付を受けるにあたり、5年以上町に定住する予定であることを確認します。

また、補助事業の成果を確認するため、町が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

年 月 日

様

湯梨浜町長



年度湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定したこの補助金等については、年 月 日付で提出のあった実績報告書のとおり適正に執行されたものと認め、次のとおり額を確定しましたので、湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1 補助金等の名称 | 湯梨浜町空き家利活用流通促進事業補助金 |
| 2 補助金等交付決定額 | 金 円 |
| 3 補助金等の確定額 | 金 円 |